

令和6年度第1回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和6年5月24日（金）午前10時から

会場：オンライン会議

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 白石英行 水落圭吾 関根章司

（事務局）総務部長 竹田弘一

総務部総務課長 武藤充輝

総務部総務課情報公開・法務担当主査 亀井大

総務部総務課情報公開・法務担当係員 松原可奈子

総務部総務課情報公開・法務担当係員 春日井美貴

総務部総務課情報公開・法務担当係員 大滝朋子

欠席者：（委員）島川健治 柳瀬貴延 堀正孝

1 開会

○総務課長 それでは、定刻を少し過ぎましたが、ただ今から令和6年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。昨年度に引き続きまして、オンラインによる審議会の開催となります。

当審議会は、会議録作成のための録画をさせていただいておりますので、あらかじめご承知おきください。よろしくお願いいたします。

また、各委員のマイクは、事務局にてミュートの設定にさせていただいております。発言する際は、挙手の上、進行者から指名を受け、マイクのミュートを解除してから発言くださいますようお願いいたします。

2 定足数の確認等

○総務課長 本日、柳瀬委員、島川委員、堀委員が欠席でございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定いたします定足数を満たしており、有効に成立しておりますことを併せてご報告申し上げます。

本日は、令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況につきましてご報告をいたします。

次に、当審議会の会議の公開等について、確認をさせていただきます。

まず、当審議会の会議ですが、従来から公開されており、傍聴を認めておりますが、本日は

特にお申出がありませんでしたので、傍聴者はありません。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理した上で、発言内容をほぼそのままの形でホームページに公開をさせていただいております。

公開の手順としては、運営審議会終了後、会議録案が出来上がり次第、郵送にて皆様にご確認をいただいた後、公開をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料を確認ください。

報告資料第1号について、あらかじめ郵送にてお送りさせていただいております。資料がお手元のない方は、挙手をお願いいたします。皆様よろしいでしょうか。

また、資料の説明につきましては、お手元の資料の下隅にございます通しのページ番号を申し上げます。

それでは、ここからの進行を内山会長をお願いいたします。どうぞよろしく願いします。

3 議事

○内山会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、先ほど総務課長からご説明がありましたように、制度の運用状況について報告を受けていただきます。報告について説明を受けた後に、ご質問、ご意見を頂戴させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 それでは、報告第1号として、令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、ご報告させていただきます。報告第1号の資料をお手元にご用意ください。

1ページをご覧ください。資料第1-1号は、実施機関ごとの行政情報公開請求の件数をとりまとめたものでございます。

令和5年度は、総件数で797件の公開請求がございました。令和3年度は675件、令和4年度は627件でございましたので、前年度の約1.3倍になったという状況でございます。

また、平成30年度までは、約400件ほどであったことと比べると、近年は請求件数が多い状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ以降の資料第1-2号は、個々の請求内容についての資料でございます。

主な請求内容についてご紹介いたしますと、食品衛生及び環境衛生関係の公開請求、公の施

設の指定管理者に関する内容の公開請求、区が実施する工事に関する公開請求、区立小学校の改築等に関する公開請求でございます。

次に、133ページをご覧ください。資料第1-3号は、実施機関ごとの保有個人情報開示等請求等の件数を取りまとめたものでございます。

令和5年度は、総件数で93件の開示請求がございました。

旧制度における例年の自己情報開示請求等の件数は100件前後でございましたので、法改正後もおおむね例年に近い件数で請求があったという状況でございます。

1枚おめくりいただき、135ページ以降の資料第1-4号は、個々の請求内容でございます。

主な請求内容といたしましては、ご自身の住民票や戸籍謄本等の証明書請求・交付に係る文書、ケース記録、相談記録の開示請求でございます。

なお、令和5年度より、個人情報保護法が適用されたことにより、旧制度下では原則として即日決定、延長して14日以内に決定することとされていた期限につきましては、30日以内に決定することに変更されました。

このことにつきまして、令和4年度に当審議会のご意見をお伺いし、決定期限が延びることに伴い、法施行条例第7条において、「速やかに開示決定等を行うよう努めなければならない」との規定を設けたところでございます。

令和4年度と令和5年度における処理期間を集計いたしましたところ、令和4年度は、即日決定が30件、14日以内に決定したものが80件、30日以内に決定したものが0件、60日以内に決定したものが1件、その他が1件でございました。

令和5年度につきましては、即日決定が4件、14日以内に決定したものが55件、30日に決定したものが32件、60日以内に決定したものが0件、その他が2件でございました。

次に、149ページをご覧ください。資料第1-5号は、情報公表施策及び情報提供施策の実施状況につきまして、情報公開条例第22条及び第23条の規定により、令和5年度に行政情報センターにおいて公表した行政資料の一覧でございます。

情報公開条例第22条の規定により、公表が義務づけられております資料は、区の予算・決算、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録等、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報でございます。

情報公開条例第23条の規定により、情報提供が努力義務とされている資料は、統計資料や調査報告、事業概要などでございます。

次に、155ページをご覧ください。資料第1-6号は、令和5年度末における個人情報を取り扱う事務の登録状況の一覧でございます。

令和5年度より、個人情報保護法が適用されたことにより、区における個人情報を取り扱う全ての事務について、令和5年4月1日付けで登録を行っておりますが、中には令和5年度の途中で新規で事務の登録を行ったものや事務の廃止を行ったものがございます。

次に、181ページをご覧ください。資料第1-7号は、令和5年度末における個人情報ファイル簿の一覧でございます。

こちらにも法改正に伴い、令和5年4月1日付けで新たに作成したものでございます。

次に、187ページをご覧ください。資料第1-8号は、令和5年度に個人情報を取り扱う事務を委託した契約の一覧でございます。システムの運用・保守、データの処理、通知書等の作成から発送までの作業、各種検診の実施など、業務を委託した事例が多くございます。

次に、231ページをご覧ください。資料第1-9号は、令和5年度に個人情報を目的外利用した事務の一覧でございます。法第69条第1項並びに第2項第1号及び第2号に該当する場合において、事務の目的の範囲を超えて、区の機関の内部で、個人情報を利用しているものでございます。

具体的には、税務課の普通徴収業務及び特別徴収業務、これは個人住民税に係る情報でございます。生活福祉課の生活保護の認定等の情報並びに国保年金課及び介護保険課で保有している資格関係の情報を給付事業や福祉関係の事務において利用している事例が多くございます。

次に、241ページをご覧ください。資料第1-10号は、令和5年度に個人情報を目的外で他の行政機関等に提供した事務の一覧でございます。法第69条第1項並びに第2項第3号に該当する場合において、事務の目的の範囲を超えて、個人情報を区以外の行政機関等に提供しているものでございます。

具体的には、税務課の普通徴収事務及び特別徴収事務等、生活衛生課の食品営業施設の許可事務及び監視指導等及び介護保険課の保険給付関係業務で保有している個人情報を他の市区町村や警察等官公庁や弁護士会等に提供している事例が多くございます。

また、令和5年度は、250ページになりますが、No. 72番に記載してありますとおり、予防対策課におきまして番号法第19条第16号の規定により、特定個人情報を他区市町村に提供した事例もございます。

次に、253ページをご覧ください。資料第1-11号は、令和5年度の当審議会及び情報公開及び個人情報保護審査会の開催状況でございます。

昨年度は、審議会を2回開催し、区から報告を受けたほか、特定個人情報保護評価の第三者点検について、審議を行いました。

また、審査会につきましては、昨年度6回開催し、計12件の諮問事件について審議を行いました。

各事件の概要と審査結果は、資料に記載のとおりでございます。

254ページ以降は、令和5年度末時点における審査請求及び審理手続の経過をまとめた一覧でございます。

最後に、261ページをご覧ください。資料第1-12号は、存否応答拒否処分の報告でございます。行政情報公開に係る存否応答拒否事例が戸籍住民課及び教育指導課において各1件ございました。

また、保有個人情報開示請求に係る存否応答拒否事例が戸籍住民課において1件ございました。事例の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

報告第1号の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○内山会長 事務局からの説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら頂戴をさせていただきます。ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 関根でございます。私は、今回、個人的な話ではありますが、今年の1月にある食品会社から個人情報の流出に関するおわびとお知らせというものが届きました。それによりますと、あるクライアントから情報が漏れているとの連絡があり、調査の結果、10年前から59社、約400万件の個人情報の流出が判明しました。犯人は、大手IT会社から再委託を受けた関連会社の元派遣社員だったそうです。これから分かるのは、一般的な犯罪とは異なり、犯罪すなわち情報漏えいが起きていること自体が、すぐには分からないということです。この食品会社では、情報データを第三者に委託する運用を改め、自社内管理へと変更し、情報データ管理へのセキュリティーについて強化をしたということでございます。

特にそういう意味では、187ページの委託の状況の5番と7番です。

5番は電子計算処理業務のデータエントリーとあります。データエントリーということは、紙の媒体なり何かの媒体をデータとしてコンピューター、システムの中に入れるわけですから、そういったデータエントリーをするということは、データを検索することも見ることもできるわけで、そういったことが情報流出の可能性としてはあるのではないかとということが考えられます。

また、7番の税務課の住民情報システムの保守委託に関しましては、これは個人番号も扱っているということで、特に新生児であるとか、転入者などではデータエントリーが発生すると思いますので、システムの保守運用やサーバーの運用管理というのは、現行の会社に任せるとするのが当然だとは思いますが、データエントリーなどの運用については、区の職員でできないかという提案でございます。

区の職員、特にこちらにもデータ量に応じた人員の確保ができないよということが書いてありますけれども、現在、文京区では毎年40人程度定年退職者がいらっしゃいます。もちろん60歳か65歳では、まだまだ働ける年齢でございますので、そういった定年退職者のように信頼できる方、派遣社員ではなく、定年退職者のように信頼できる方のうちで必要に応じて作業を委託できないかという質問でございます。

仮に、それでもやはり人手が足りないということであれば、場所を事業者で勝手にやるということではなくて、区で管理して作業場所を提供して、ディスクレスPC、これはディスクがないものですから、データが1件1件は見ることもデータをためて、それを取り出すことが難しいというものですけれども、そういったもので作業をしていただく。その際には、個人の所持品であるスマホやメモリーディスク、メモリー媒体は区で設置をしたロッカーに格納する。さらに監視カメラを設置して、その作業場所自体を監視することで、犯罪の予防に役立てるといったことを提案したいと思います。

これにつきましては、前回二瓶委員からも同様のコメントをいただいていたと思いますけれども、さらに私としては、自分自身の問題としても身近に起こっているということで、これが区として情報漏えいが起こっていないかどうかさえも分からないといったことに懸念を感じまして、今回、質問と提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○総務課長 ありがとうございます。

幾つかご質問等をいただいたところでございますが、まず、こちらの187ページ、5番のデータエントリーの委託でございます。担当セクションの者がこの場にはいないのですぐに確認が取れませんが、私の記憶では、データエントリーは、データを外に持ち出して作業しているのではなく、区役所の中で作業をしており、当然、情報が漏えいしないような形を取っているところでございます。ただ、おっしゃるとおり、中には、区の外部で情報の入力を行う場合なども十分あり得ると考えております。昨今、そういった情報漏えいのリスクに関しては、私どもも、事例としては、確かに委託先での情報漏えい事案というのは認知しておりますが、やは

り委託先での情報の管理については、区でもしっかりよく見て、チェックするという取組が必要と考えてございます。区の施策として、具体的にどう取り組むかということは、まだ決定しておりませんが、やはり委託先において、十分に情報の管理ができていないか、抜き打ち検査ではないですけれども、区が直接現地を見に行つて情報管理が適切になされているのかを確認するといったことについて、これから内部で十分煮詰めた上で、今後、取り組んでいきたいと考えております。また、できるだけ直営の職員でデータ入力をすべきではないかというご提案のところですが、確かに人員不足というのは現に多くの職場であるというところがございます。定年退職者の人材活用等については、これから人事当局と相談しながらできるところがあればと考えておりますが、なるべく区の直営でできるものはそういった形で検討をするように所管にも相談したいと考えております。

また、区に事業者の従業員を派遣していただく形で委託を実施した場合のデジタル媒体の管理、こちらについても、既に一部のセクション、例示を上げると戸籍住民課では、指定のロッカーに入れて、業務中はそれを操作できないよう管理をしておりますので、同様の扱いになるよう全庁に共有していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○関根委員 ありがとうございます。大体、私の思っているとおりでありますけれども、一つだけデータエントリーについて、システムの運用保守に関しては、本社が会社の中でやらなければならないものは当然あると思うのですが、データエントリーに関しては、この5番も7番も東京にある会社ですので、それが区に出てきて、データエントリーをするということは全然問題がないと思います。ですから、それであれば区の中の施設でできれば、それこそ抜き打ち検査とか、少しだけ顔を出すということもできるので、是非とも作業場所、データエントリーに関しては、必ず区に来ていただいて、そこで行うといったこと、これを契約の中に入れていただきたいと思っています。

私が前にいた職場では、やはり同じようにお客様からデータエントリーを請け負った際は、お客先に出向いて、ロッカーの中に自分の私有物は全て置いて、それで作業をしました。仮にそういったことで個人分のものが抜き打ちをしたときに、物を持って入っていたような作業場所があったとすると、その会社とは契約を破棄するという契約がなされていたということで、会社でも、データエントリーをする人間には強く言って、そういった事故の防止をしておりましたので、それは区としても、すぐにでもできるのではないかと思いますので、設備費等は多少かかるかもしれませんが、それほど大がかりなものでもないので、是非ともそ

の辺のご検討をお願いしたいということで、再考をお願いします。

以上です。

○総務課長 ありがとうございます。

○内山会長 私からもその点について、データの処理等については、委託業者が行う場合も区の施設の中で作業するという事は、既に行われているのではないのでしょうか。先ほどの総務課長のご説明の中でも、そのようなことが行われているという説明はありましたけれども、可能な限り、データの処理は委託業者が区の施設の中で、区の管理する中で行っていると、そのように理解してもよろしいのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長 私が以前、戸籍住民課という、個人情報の全般を扱う、住民情報を扱うセクションにいましたが、転入者等の住民の情報に関しては、その職場内に、いわゆる派遣職員等をデータ入力の方として置いていただいて、その場で区の職員がデータ入力の状況を見られるような状態にしておりましたので、外部で個人情報を扱うといったことは、できるだけ避けるようにはしてございます。

また、先ほど申し上げたように、常に情報漏えいにつながらないように、そういった方の私物につきましては専用の個人ロッカーに入れた上でデータ入力をしていただくという取組をしておりましたので、できるだけ同じような取組をほかのセクションでもしてもらえるようには協議していきたいと考えております。

○内山会長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますか。どうぞ、関根委員。

○関根委員 ただ今のことに关しまして、是非とも個人情報、個人番号、そういったものについて扱う部署については確実に区所内で行うといったことをお約束願いたいと思います。それ以外は出ても大した問題じゃないと言われるということはないですけれども、単なる住所、氏名、年齢、職業であるとか、そういったものだけはたくさん出回っているということもあろうかと思しますので、そこについてまで細かく言う必要はないかと思いますが、是非個人番号については重要な情報ですので、それを扱うことに関しては、区所内で行うといったことをお約束願いたいと思います。

以上です。

○内山会長 そのようなご意見がありましたので、ご検討いただきたいと思いますが、この場で公のことで約束云々というようなことにはならないとは思いますが、恐らくそのことについてはそのような配慮が既になされているとは思いますが、確認をして、そうでない場合に

は、適切な処理をしていただくように、この場ではお願いしておくということでもよろしゅうございましょうか。

○総務課長 かしこまりました。

○内山会長 そのほかにご質問等はございますか。

ほかになければ、ここで再度確認をさせていただきたいのですが、先ほどの関根委員のご質問に関連することですけれども、文京区では、昨年度、個人情報の流出事故はございましたか。

○総務課長 個人情報の漏えい事案は幾つかございまして、以前の審議会でもご説明しておりますが、区からのご案内等を封筒に入れて個人宛てに送る際にダブルチェックが適正になされていなかったことによって、内容物と宛名が入り違って送付されてしまったという事案がございます。これは人為的な部分でございました。

このほか直近では、業務を委託した先で起こっている事案になりますけれども、医療機関にお願いしていた事業の中で、受診者の情報について、区に戻していただくような情報が紛失されてしまったという事案がございました。こういった形で業務の委託先で個人情報の取扱いが不適切であったという事例がありますので、先ほどお話ししたとおり、委託先における個人情報の漏えい対策について、区の制度所管課としても強化していきたいと考えてございます。

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問はございますか。

○後藤委員 よろしいでしょうか。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 地域情報化研究所の後藤と申します。

先ほど関根委員からご発言があった件に関連して、一、二点、私の意見を申し上げたいと思います。

まず、関根委員から問題提起もありました入力作業の部分を庁内でというご指摘についてです。大変大事な視点であろうかと思えます。一方で、世の中全体でいうと特に行政、自治体関係の取組の中でいうと、いわゆるデジタル化が進む中で、紙からデジタルへという局面をできるだけ少なくするというようなことも同時並行的に取り組まれているというところがあると思えます。様々なところで、検診でいうと医療機関等でも既にデジタル化されているところがたくさんあって、そこから紙ではなくて、デジタルで情報をもらえれば、そういう入力作業をまた改めてするということがなくなっていくということもあたりすると思えます。そういうことも含めて、デジタル化を進めていくということの重要性については一考しておいていいかと

思っております。

一方で、ここ最近の中で大量にデータの漏えい事故がある。これは関根委員がおっしゃったとおりの事例を私もニュース等で拝見をしております。その多くは、恐らく入力作業というよりも、システムの保守運用をやっているところでの漏えい、つまり電子化された大量のデータが入っているファイルを丸ごとコピーして持ち出すというような、そういうところの事件が散見されるところでございます。そういう意味でいいますと、これもご指摘があったと思うのですが、業務の委託の中で再委託について、原則的には禁止をしている、あるいは再委託を認める場合には、あらかじめきちんと届出をさせるというルールになっているはずですが、この辺りがどうも一般的に緩くなっている姿勢があって、再委託先のコントロールがきちんとできない一部の悪意の社員が持ち出すというような事例が事故に出ているということがあります。そのため、委託先に対して再委託の際のルールの徹底、この辺りをきちんとやっていただく、あるいは、場合によっては、再委託先も含めて立入検査をするというようなことも含めて、適切に行っていただくことも大変大事な時代になってきていると思いました。

別件でございます。資料第1－8号ですが、大変たくさん委託等の作業があるということで一覧に記載されています。若干お願い的になりますけれども、例えば、212ページの269番でございます。例示的に申し上げますので、ここで取り上げている部分が問題があるということでは決してございません。

269番は、健康推進課で、がん検診のシステム機器の借上げ及び保守委託となっていて、この件名だけ見ると、機器を借り上げているリース契約あるいは機器の故障が起らないような点検等を行うものであると、契約件名としては見られるのですが、内容を見ると、具体的に検診の受診者の方々の個人情報のデータを扱っている、つまり、個人情報を含んだ業務そのものの処理を委託しているかのように見えてしまうところがあります。この辺り、単純にシステムの借上げとか、機器の保守ということであれば、この内容がふさわしいのかどうかということも含めてご検討いただきたい。あるいは逆に、個人情報の業務処理も含めて委託をするという観点で契約をしているのであれば、それにふさわしいような契約の件名にさせていただくということも、分かりやすさという点では大事な点かと思いましたので、申し上げます。

それからもう一点、これは個人的な感想ですがけれども、専ら個人情報であっても、業務に係る個人情報、例えば、区と取引先となる会社の方の社員のメールアドレスというのは、今の整理上は個人情報にはなるのでしようけれども、そういうものの扱いと、それから一方で区民の方の、例えば健康情報とか医療情報のような機微性が高い情報を扱うところの部分の取扱いと

というのが、基本的に何か取扱いの区分を分けてもいいのかと思っているところがございます。文京区と業務に関わる形の中で、個人情報をごに伝えるような内容のところについては若干取扱いを異にするようなことも場合によってはあっても良いかと思いました。

主観的なところでございますので、特に全部について区側のご見解を求めるものではございませんが、私からは以上でございます。

○総務課長 ありがとうございます。

幾つかご提案等いただいた件についてお答えさせていただきます。

まず、個人情報の委託先での取扱いでございますが、原則としては、こういった個人情報を業務の中で委託する場合につきましては、仕様書の中に法令等を含め区の個人情報保護制度をしっかりと守っていただくよう記載し、お約束いただいているところでございます。

また、再委託をする場合、基本的にはこの条例等に再委託等に関する事項を明記しているところでございます。そういったところをしっかりと運用できるように、区、全庁の所管課には改めて周知をしながら、漏えい事故の発生を未然に防げるように、立入検査などの取組も含めて検討していきたいと考えてございます。

2点目にいただきました、がん検診のところでは、212ページの269番の件でございますが、委員がおっしゃるとおり、件名と内容の整合性が取れていないというのはご指摘のとおりかと思っております。内容と件名の不一致に関しては、こちらでも指摘をしているところでございますので、こういった業務の委託内容が適切に件名にも反映されるよう、全庁的に周知をしていきたいと考えてございます。

3点目につきましてですが、確かに大きくくりで言うと個人情報に集約されてしまうところではございますが、やはり区民の健康状態など、個人情報にも重いところではどうか取扱いが若干異なる部分があるかと思っております。こういった部分につきましては、各所管課の取扱いも含めて、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

○後藤委員 ありがとうございます。

○内山会長 ほかにご質問、ご意見はございますか。

○関根委員 申し訳ない。

○内山会長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 関根でございます。先ほどの提案というよりは意見ですけれども、最近AIとい

うのが非常にはやっていて、A I の活用というのは、区でも考えられていると思いますけれども、例えば先ほどの187ページの8番以降、会議記録作成のためにある会社に委託をしているというようなことが書いてございました。これも結構数としてはあるんですけども、私が簡単にネットで調べただけなんですけれども、議事録自動生成A I なんて言葉を入れますと、例えばA I 議事録取れる君というのがあると。それはZ o o m で今やっているんですけど、その言葉をそのまま録音したデータを送ると、そのままもう簡単にできてしまうような言葉が書いてありました。ただ、どこまでできるか分からないし、私が「えーと」というような言葉がそのまま入ってしまうかどうか分からないんですけども、A I の活用としては、何かを作るというよりは、そういった事務処理として非常に時間のかかるような、あるいはコストのかかるようなものについて、試して使ってみて、よければそちらに乗り換えて、皆さん方の作業効率を向上させるような、何かそういったことを検討されたらいいのではないかなという勝手な提案でございます。

以上です。

○総務課長 ご提案ありがとうございます。

関根委員ご指摘のA I の活用というところでございますが、本日出席しておりませんが、情報政策課でA I 議事録、こういったものをツールとして用意しているという状況でございます。それを全庁で使える状態にしてございますが、会議体によって、やはり向き不向きがいろいろとあるというところでございます。今後、活用事例を情報政策課から展開し、可能な限り業務効率化につながるように取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○関根委員 ありがとうございます。

○内山会長 関根委員、よろしいでしょうか。

それでは、質疑はここまでとさせていただきます。

4 その他

○内山会長 最後に、その他として事務局から何かご発言はございますか。

○総務課長 本日は、ご審議をいただきありがとうございます。

事務局から主要な連絡事項はございませんが、次回に向けて、新型コロナウイルス感染症の状況も大分落ち着いたというところでございますので、オンラインではなくシビックセンター

にお集まりいただいていたの審議会開催を検討してございます。正式に決まりましたら、改めて事前にご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5 閉会

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで散会とさせていただきます。ご参加ありがとうございました。